

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県度会郡南伊勢町五ヶ所浦四〇二五番地、最後の住所三重県度会郡南伊勢町五ヶ所浦四〇二五番地 被相続人 亡 上田 教生
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月二十九日

三重県桑名市寿町三丁目一番太平洋桑名
ビル六階伊勢湾総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 松井 太一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県彦根市芹橋二丁目三〇三番地、最後の住所滋賀県彦根市芹橋二丁目七番三七号
被相続人 亡 三越 洋

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年九月三十日までに請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月二十九日

滋賀県彦根市大東町五番一二号 UKA I
B.L.D. 三階 荒川法律事務所
相続財産清算人 弁護士 荒川 葉子

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍大阪府東大阪市御厨栄町三丁目一番、最後の住所大阪府東大阪市御厨栄町三丁目一番四五号
被相続人 亡 尾崎 一臣

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月二十九日

大阪府大阪市北区西天満五丁目九番三三号
アールビル本館三階
相続財産清算人 弁護士 杉野 崇太

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍兵庫県西宮市北昭和町五二番地、最後の住所大阪府福島区福島五丁目一七番四一号
被相続人 亡 宮田 陽子

令和八年七月二十九日

大阪府大阪市北区西天満五丁目九番三三号
アールビル本館三階
相続財産清算人 弁護士 杉野 崇太

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍兵庫県西宮市北昭和町五二番地、最後の住所大阪府福島区福島五丁目一七番四一号
被相続人 亡 宮田 陽子

令和八年七月二十九日

大阪府大阪市北区西天満五丁目九番三三号
アールビル本館三階
相続財産清算人 弁護士 杉野 崇太

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍兵庫県西宮市北昭和町五二番地、最後の住所大阪府福島区福島五丁目一七番四一号
被相続人 亡 宮田 陽子

令和八年七月二十九日

大阪府大阪市北区西天満五丁目九番三三号
アールビル本館三階
相続財産清算人 弁護士 杉野 崇太

令和八年七月二十九日

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月二十九日

大阪府大阪市北区西天満五丁目一番九号 大和地
所南森町ビル五階
相続財産清算人 弁護士 林 裕之

本籍大阪府富田林市富田林町二一八番地、最後の住所大阪府岸和田市荒木町一丁目四番三八号
被相続人 亡 田守 佳子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月二十九日

大阪府高石市羽衣二丁目三番地二五号朝日ビル二階
相続財産清算人 弁護士 河合 浩子

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍大阪府大東市泉町一丁目一〇番、最後の住所兵庫県西宮市樋之池町一七番一四一三〇二号
被相続人 亡 天春 高男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月二十九日

兵庫県西宮市和上町五番七号ホワイエ西宮ビル
相続財産清算人 弁護士 亀若 浩幸

本籍兵庫県豊岡市瀬戸一八番地三六、最後の住所兵庫県豊岡市竹野町須谷四三三番地はまなす苑
被相続人 亡 佐藤 ゆき

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月二十九日

兵庫県西宮市和上町五番七号ホワイエ西宮ビル
相続財産清算人 弁護士 亀若 浩幸

本籍兵庫県豊岡市瀬戸一八番地三六、最後の住所兵庫県豊岡市竹野町須谷四三三番地はまなす苑
被相続人 亡 佐藤 ゆき

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月二十九日

兵庫県西宮市和上町五番七号ホワイエ西宮ビル
相続財産清算人 弁護士 亀若 浩幸

本籍兵庫県豊岡市瀬戸一八番地三六、最後の住所兵庫県豊岡市竹野町須谷四三三番地はまなす苑
被相続人 亡 佐藤 ゆき

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月二十九日

兵庫県西宮市和上町五番七号ホワイエ西宮ビル
相続財産清算人 弁護士 亀若 浩幸

本籍兵庫県豊岡市瀬戸一八番地三六、最後の住所兵庫県豊岡市竹野町須谷四三三番地はまなす苑
被相続人 亡 佐藤 ゆき

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月二十九日

兵庫県西宮市和上町五番七号ホワイエ西宮ビル
相続財産清算人 弁護士 亀若 浩幸

令和八年七月二十九日

兵庫県豊岡市弥栄町一番一〇号 弁護士法人生駒法律事務所
相続財産清算人 弁護士 野崎奈央子

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍奈良県北葛城郡河合町大字城内四八八番地一、最後の住所奈良県北葛城郡河合町大字城内四八八番地一 被相続人 亡 福西志ま枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月二十九日

奈良県橿原市久米町六五二番地の二 橿原市商工経済会館六階 うねび法律事務所
相続財産清算人 弁護士 大北 浩史

本籍奈良県高市郡高取町大字丹生谷一〇六六番地、最後の住所奈良県高市郡大淀町大字下湖六二九番地
被相続人 亡 南 縫子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月二十九日

奈良県橿原市久米町六五二番地の二 橿原市商工経済会館六階 うねび法律事務所
相続財産清算人 弁護士 大北 浩史

本籍奈良県高市郡高取町大字丹生谷一〇六六番地、最後の住所奈良県高市郡大淀町大字下湖六二九番地
被相続人 亡 南 縫子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月二十九日

奈良県橿原市久米町六五二番地の二 橿原市商工経済会館六階 うねび法律事務所
相続財産清算人 弁護士 大北 浩史

本籍奈良県高市郡高取町大字丹生谷一〇六六番地、最後の住所奈良県高市郡大淀町大字下湖六二九番地
被相続人 亡 南 縫子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月二十九日

奈良県橿原市久米町六五二番地の二 橿原市商工経済会館六階 うねび法律事務所
相続財産清算人 弁護士 大北 浩史

本籍奈良県高市郡高取町大字丹生谷一〇六六番地、最後の住所奈良県高市郡大淀町大字下湖六二九番地
被相続人 亡 南 縫子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月二十九日

奈良県橿原市久米町六五二番地の二 橿原市商工経済会館六階 うねび法律事務所
相続財産清算人 弁護士 大北 浩史

本籍奈良県高市郡高取町大字丹生谷一〇六六番地、最後の住所奈良県高市郡大淀町大字下湖六二九番地
被相続人 亡 南 縫子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月二十九日

奈良県橿原市久米町六五二番地の二 橿原市商工経済会館六階 うねび法律事務所
相続財産清算人 弁護士 大北 浩史

本籍奈良県高市郡高取町大字丹生谷一〇六六番地、最後の住所奈良県高市郡大淀町大字下湖六二九番地
被相続人 亡 南 縫子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月二十九日

第14期決算公告

令和8年6月24日

青森県八戸市豊洲7番地2
ENEOSエナジーサービス株式会社
代表取締役社長 片山 淳也
貸借対照表の要旨(令和8年3月31日現在)

科 目		金 額(千円)
資の産部	流動資産	1,004,704
	固定資産	32,507
合 計		1,037,211
負債純資産及び部	流動負債	160,053
	固定負債	56,387
	資本	820,771
	剰余金	20,000
	準備金	20,000
	利益剰余金	20,000
	その他利益剰余金	780,771
	(うち当期純利益)	780,771
	合 計	(57,042)
	合 計	1,037,211

第52期決算公告

令和8年5月21日

北海道岩見沢市大和2条8丁目1番地11
高橋建設株式会社
代表取締役 伊藤 智史
貸借対照表の要旨(令和8年3月31日現在)

科 目		金 額(千円)
資の産部	流動資産	94,446
	固定資産	2,587
資 産 合 計		97,034
負債純資産及び部	流動負債	8,060
	固定負債	8,060
	株主資本	88,974
	利益剰余金	35,000
	準備金	53,974
	利益剰余金	2,040
	その他利益剰余金	51,933
	(うち当期純利益)	(2,828)
	純資産合計	88,974
	負債・純資産合計	97,034

第55期決算公告

令和8年6月24日

北海道旭川市流通団地2条5丁目13番地
株式会社北海紙業
代表取締役 遠藤 豊
貸借対照表の要旨(令和8年3月31日現在)

科 目		金 額(千円)
資の産部	流動資産	64,835
	固定資産	57,641
合 計		122,476
負債純資産及び部	流動負債	20,595
	固定負債	(6,546)
	資本	8,041
	剰余金	93,840
	準備金	20,000
	利益剰余金	73,840
	その他利益剰余金	5,430
	(うち当期純利益)	68,410
	純資産合計	(4,120)
	合 計	122,476